

議事要旨(3)金融商品専門委員会における検討状況について

西川委員長（専門委員長）及び板橋専門研究員より、金融商品の時価開示に関する会計基準改正案及び適用指針案について、金融商品専門委員会での議論を受け、修正案が示された。主な修正点については以下の説明がなされた。

- ・ 前回審議のとおり、原則として適用を平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末に係る財務諸表からとしているが、その場合の四半期財務諸表における適用時期を明確にするため、公表文や適用指針の結論の背景において説明を行うこととした。
- ・ 改正会計基準等の適用に伴い、時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外の有価証券に該当することとなる市場価格のない有価証券である社債その他の債券について、これまで一般債権に準じて計上されていた償還不能見積額を戻入れることを明記した。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 金融庁より、定量的なリスク情報については、原案ではその開示を任意としているが、国際的な会計基準とのコンバージェンスを促進する観点や最近の金融環境下における情報ニーズから、財務諸表注記として何らかの開示を求めるべきとの意見があった。ただし、その場合、情報の性格を踏まえてその内容や方法についても議論する必要があると付け加えられた。
- ・ 事務局からは、当該情報の開示を強制とした場合には、規定の仕方に加え、当該情報の監査の問題を解消する必要があるとの説明がなされた。
- ・ 開示を求めるべきとの意見に対して、利用者の立場から、当該情報は重要であり、会計基準等の書き振りで対応できるのであれば、原則として開示が望ましいとの支持があった。
- ・ 一方、強制する場合、定量的なリスク情報の開示を全体に広げず、対象企業をどのように絞るのか（保有する金融商品の重要性の程度、企業が本格的なリスク管理手法を有するか否か）は、十分検討すべきであるとの意見が出された。
- ・ 監査に関する問題については関係者間での協議が望まれるとされ、当該協議の方向性を踏まえ、会計基準及び適用指針の修正について引き続き審議することとされた。

以 上